

令和元年10月28日

各 部 室 か い 長 様

財政部長 前 田 孝 一

令和2年度予算編成方針について

1 国の動向

国では、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させることを経済財政運営の最重要事項と位置付け、令和元年度の臨時・特別の措置等の適切な執行により、消費税率引き上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むとしています。

また、国の経済状況は、令和元年10月の月例経済報告によると「景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している。」とされていますが、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があるとしており、依然として不透明な状況にあります。

地方行財政等については、総務省の概算要求時における令和2年度地方財政収支の仮試算によると、歳入では経済動向に左右される市税収入について前年度比で約0.8兆円増の約41.0兆円、地方交付税においても前年度比で約0.6兆円増の約16.8兆円としておりますが、歳出では会計年度任用職員制度施行に伴う経費や社会保障費などの増加により、一般財源の不足が見込まれることから、今後の国の予算及び地方財政計画の動向に注視する必要があります。

2 本市の財政状況

令和2年度は、本年度に策定された「第7次小樽市総合計画基本計画」の施策を予算に反映させる初年度となることから、本市の行政課題を十分に把握した上で、取り組みを進める必要があります。

一方で、本市の財政状況は、令和元年第3回定例会補正予算後の予算ベースで、約19億6,300万円の収支不足を財政調整基金の取崩しにより収支均衡を図っているところであり、財政調整基金の残高は前年同時期よりも約1億8,900万円

増の約11億8,500万円となったものの、今後とも高齢化等による社会保障関係経費や公共施設の老朽化等による施設関係経費の増加が見込まれるほか、人口・経済対策にも取り組む必要があるなど、令和2年度予算編成は、非常に厳しい編成とならざるを得ない状況です。

このため、収支の黒字化と財政調整基金の確保を目的として、昨年11月に策定した「小樽市収支改善プラン」に掲げる施策を着実に推進するだけでなく、既存の事務事業の見直しを早急かつ具体的に進める必要があります。

こうしたことから、本市の行政課題・財政状況を職員全員が深く認識し、改めて歳入に見合った歳出が予算の基本であることから、全ての事務事業について、その必要性を検証し、合理化・効率化に最大限取り組んだ上で、抜本的な見直しを行うなど、真の財政再建に向けた取組が必要です。

3 予算編成の基本方針

以上のような状況等を踏まえ、令和2年度の予算編成に当たっては、以下の取組を徹底することとします。

- ① 「第7次小樽市総合計画」に掲げる本市の将来都市像である「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽」の実現を目指すとともに、まちづくり6つのテーマや、「小樽市過疎地域自立促進市町村計画」などの各計画との整合性に留意し、特に総合計画で最重要課題と位置付けた人口対策も十分意識して、事業の効果が最大限発揮できるよう、創意工夫した上で要求すること。
- ② 収支改善に向けて、健全化の取組を継続していく必要があることから、職員全員が「厳しい財政状況に対する強い危機感」と「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを意識し、歳入の確保はもとより、歳出全般にわたり徹底した見直しを更に強力に実行することを基本とすること。
- ③ 限られた財源を効率的・効果的に配分し、真に必要なニーズに応えるため、施策の優先度を部内において徹底的に議論した上で事業の重点化を行うこと。
- ④ 新規及び拡充の事業については、各部において限られた財源で最大の効果を生み出すよう、スクラップアンドビルドを徹底して行うこと。また、想定される事業効果、成果目標、事業期間、将来的なコスト負担などを十分に検討するとともに、既存事業の廃止・縮小・全体計画の見直しによる財源の平準化などにより財源を確保した上で要求すること。

特に市単独事業については、その費用対効果を十分に検討した上で要求すること。また、継続事業については、事業目的や実施理由を再確認し、事業効果及び成果

を厳しく検証した上で、職員の能力を十分に活用して行政サービスのコストの低減や質の向上に取り組むことを念頭に置きながら、ゼロベースで見直しを行うなど、各部毎に事業費の削減につながる見直しを行った上で要求すること。

- ⑤ 市として一体的な施策を推進するため、各部間の連携・情報交換を密に行い、類似した施策の整合性に留意するなど、事業調整を図ること。
- ⑥ 起債対象事業については、交付税措置のある有利な起債の積極的な活用に努めるとともに、後年度負担の抑制を図るため、市債の借入総額を元金償還額以下とするなど、既に計画されている事業であっても改めて緊急性や優先度などを十分に検討した上で要求すること。
- ⑦ 国及び道の行財政制度や財源措置などの把握に努めるなど、その動向に十分留意し、歳入欠陥が生じることのないようにすることとし、財源が廃止又は縮減されるものは、必ず事業の効果などを検討した上で廃止又は縮減を行うこと。
- ⑧ 令和2年度予算要求では、各部においては「別途通知」による予算要求基準枠の範囲内で要求すること。

なお、非常に厳しい予算編成となることが予想されるほか、現時点では国の予算編成が地方財政に与える影響の予測が困難であることから、基準枠の範囲内であっても、さらなる査定が必要になるものと考えているので、各々の職員がこの厳しい財政状況を再認識した上で上記各事項に留意し、「別途通知」による提出期限までに適切に要求すること。